

業務委託契約書

委託者特定非営利活動法人ちえぶら（以下「甲」という）と受託者_____（以下「乙」という）は、甲の乙に対する業務委託に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務委託等）

1. 甲は、乙に対して、以下に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
 - （1）甲が指定する研修業務
 - （2）甲が指定するイベント業務
 - （3）前各号に定める業務に付随する業務
 - （4）その他、甲乙間で別途合意した業務
2. 甲は、本契約期間中、甲乙協議のうえ、乙に委託する前項の業務の範囲を変更することができる。
3. 本契約に関連して別途定めた場合（「個別契約」という、以下同じ。）には、個別契約の条件が本契約に抵触する場合、個別の条件を優先するものとする。

第2条（委託料）

1. 甲は、乙に対して、本業務の委託料として、委託時に指定した料金を支払う。
2. 甲は、乙に対して、業務実施の翌月末日までに、当月分の委託料を甲の指定する金融機関の口座に振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料の負担は、甲とする。

第3条（報告）

甲は、乙に対して、必要に応じ、本業務の状況につき報告を求めることができ、乙はすみやかにその要請に応じるものとする。

第4条（禁止事項）

1. 乙は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
2. 乙は、甲の顧客（業務委託者等含む）及びその関係者たる個人又は法人の顧客情報を、乙自身又は第三者のための営業その他の本契約以外の行為に利用してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

第5条（秘密保持）

1. 乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報は、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、甲の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。
 - （1）甲から提供又は開示された時点で、既に公知となっていた情報
 - （2）甲から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
 - （3）甲から提供又は開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - （4）法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの。
2. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

第6条（権利義務の移転禁止）

乙は、あらかじめ書面によって甲の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利または義務を第三者に譲渡することができない。

第7条（契約の解除）

1. 甲は乙が、次の各号いずれか一つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対してその是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
- (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき

第8条（損害賠償）

1. 乙は、本契約に違反して、甲に損害を与えた場合には、甲に対し、一切の損害の賠償をしなければならない。但し、甲のみの責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

第9条（有効期間）

- 1. 本契約の有効期間は、締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも書面による申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 2. 期間満了により、本契約が終了する場合には、甲乙協議のうえ、本業務に関する清算業務を行う。
- 3. 甲は、第1項の規定に関わらず、14日前までに乙に対して書面または電磁的手法により通知することにより、本契約を解約することが出来る。

第10条（反社会的勢力との取引排除）

- 1. 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。
 - (1) 自己及び自己の役員（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと
 - (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
 - (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
 - (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
- 2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第11条（合意管轄）

この契約に関する紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両当事者協議の上、円滑に解決を図るものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲： 住所：埼玉県戸田市本町4-4-6 TBC
特定非営利活動法人ちえぶら
代表理事 永田京子



乙： 住所

氏名

印